

令和3年8月27日 第29回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時 4分

1 出席委員

2番 石 黒 彰 4番 吉 村 進 5番 岡 元 義 春
6番 榑 原 武 義 8番 荻 原 博 佳 9番 鳥 羽 秀 男
11番 阿 部 昇 12番 齋 藤 陽 敬

2 欠席委員

1番 遠 藤 勇 3番 遠 國 和 宏 7番 宮 口 孝 治
10番 吉 川 友 二

3 議事に参与するもの

事務局 長 山 田 弘 幸
総務担当主査 留 田 篤 史
総務担当主査 餌 取 秀 和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項による農地の権利移動（相続）について
日程第 4 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可の例外について
日程第 5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 6 議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
日程第 7 議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 9 議案第5号 土地の現況証明書下付について

第29回農業委員会総会

令和3年8月27日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和3年度第29回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番遠藤 勇委員、3番遠國和宏委員、7番宮口孝治委員、10番吉川友二委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、9番鳥羽秀男委員、11番阿部 昇委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、父親の死亡による相続に伴うも

ので、相続人の住所等は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和3年2月26日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中のため、あっせん希望はございません。

以上で、報告を終わります。

○議長 報告第1号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件につきまして、これで、報告済みとします。

(報告第2号)

○議長 「報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可の例外について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可の例外について、ご説明申し上げます。

農地法第5条第1項の規定により転用者から届出があり、審査した結果、農地法施行規則第53条第1項の規定に該当しましたので、報告します。

本件は、転用者から無線基地局等の設置について、届出があったものです。転用者は農地法施行規則第53条第1項の電気通信事業者に認定されていることから、農地又は採草放牧地の転用において、権利移動の制限の例外に該当します。

したがって、農地法第5条第1項の規定に基づく許可については適用除外となります。

なお、土地の概要等につきましては議案

書のとおりです。

以上で、報告を終わります。

○議長 報告第2号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件につきまして、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、審議をお願いするものです。

よって、1番から3番まで、一括で、説明します。

1番について、説明します。

本件は、普通畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。契約内容につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和2年12月1日であり、土地の引渡期日は令和2年12月1日です。

なお、解約された農地は、所有者の意向により、来年から賃貸できるよう、借り手を公募する予定です。

次に、2番について、説明します。

本件は、普通畑の使用貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。契約内容につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年8月10日であり、土地の引渡

期日は令和3年8月10日です。

次に、3番について、説明します。

本件は、採草放牧地の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。契約内容につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年7月7日であり、土地の引渡期日は令和3年7月7日です。

なお、解約された農地は、所有権の移転が行われた後、隣接農地と合わせて、再度、同じ方に貸付けを予定しています。

1番から3番までのすべての件が、合意による解約が引き渡すことになる期限前六月以内に成立しています。

従いまして、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 議案第1号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榊原委員。

○榊原委員 1番について、届出が遅れた理由は、何でしょうか？

○事務局長 所有者から、今年は、農地を貸すことを考えていなかったため、遅くなったと聞いています。

○議長 他に、質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、

議案第2号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登3106番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、6,310㎡のうち3,861.51㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、肉牛の繁殖経営を行っていますが、今回、既存牛舎が手狭で、老朽したため、経営の安定化を図るため、牛舎の建設を計画しました。

既存施設地には建設するスペースがないため、既存のパドックに併設して建設することで、作業効率が向上することから、申請地を選定しました。

申請地は農業振興地域整備計画に係る農用地区域内農地であるため、土地利用計画において、用途区分の変更が必要となります。

申請地のほかに適地がなく、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから、農地から農業用施設用地へ変更することは、やむを得ないものと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 議案第2号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄115番75ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、畑が9,539㎡、採草放牧地が3,879㎡、合計13,418㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては隣接している農地を取得するものです。

申請によりますと、売買価格は190,000円、10アール当たりで14,160円となっています。

本件は別紙の議案調査書のとおり、譲受人は受け手として農地法第3条第2項の内容に該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、今月17日に現地調査を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。8番、荻原博佳現地調査委員長。

○荻原現地調査委員長 本件は、今月17

日に私と吉村委員、石黒委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第4号、農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第2号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番と2番につきましては、利用権の設定を受ける者が同一法人であるため、一括で、説明します。

1番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町鷲府332番3ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、61,729㎡のうち、37,390㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の

期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間93,400円、10アール当たり2,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、2番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町鷲府333番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、15,367㎡のうち、15,000㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間37,500円、10アール当たり2,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、平成30年10月19日に下鷲府自治会に公募しましたが、借り手がおらず、地域担当農業委員である宮口委員が、近隣の農業者に、打診したところ、賃借を希望する法人があり、両者で賃貸借の合意に至っていることから、再度、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願いします。

○議長 1番と2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榊原委員。

○榊原委員 この法人ですが、定期報告書は、提出済みですか。

○事務局長 提出済みです。

○議長 他に、質疑はありませんか。
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番と4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番と4番につきましては、利用権の設定をする者が同一人であるため、一括で、説明します。

3番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町中足寄42番4ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、26,561㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、3,077,000円、10アール当たり115,800円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、4番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町中足寄32番4、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、14,022㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,682,000円、10アール当たり120,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有する農地を売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議したところ、元々、取得予定者が賃借していた農地であり、かつ、本地に隣接している農地であること、また両方で合意していることから、地域には公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、買受人は畑作及び肉牛経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 3番と4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町上螺湾98番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況は畑です。

面積につきましては、10,669㎡のうち、3,000㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間9,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有権の移転が完了したことに伴い、隣接する農地をすでに貸している方に賃貸したとの申し出があり、地域担当農業委員である荻原委員と協議したところ、すでに、貸している農地に隣接している農地であり、両者で合意していることから、地域には公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 5番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登2051番1、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 1番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。8番、荻原博佳現地調査委員長。

○荻原現地調査委員長 本件は、今月17日に私と吉村委員、石黒委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに原野の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 1番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番について説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄115番72ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 2番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。8番、荻原博佳現地調査委員長。

○荻原現地調査委員長 本件は、今月17日に私と吉村委員、石黒委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに原野の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 2番につきまして、ただいま局長

並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第29回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 4分 閉会

議 長 齋藤陽敬

農業委員 阿部 昇

農業委員 島 羽 香 男
